

久喜市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成26年久喜市告示第304号）

の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
氏 名

久喜市農業次世代人材投資資金交付要綱第6条第1項の規定により農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の交付金額 <sup>※3、4</sup> 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3 / 5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 <sup>※3</sup> 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	ゆうちょ銀行	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏名			

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し※
  - ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等）の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類）※
  - ・離職票の原本（離職票が発行されていない場合は不要）
  - ・確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）
- ※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。